

# 物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯) のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、令和6年度住民税において、新たに非課税となった世帯および 均等割のみ課税となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

市が確認書（または申請書）を受理した日から**30日程度**

※記載漏れ等があると、さらに時間を要する場合があります。

## 支給対象

(次のいずれにもあてはまる世帯)

- ・ 令和6年6月3日時点で香取市に住民登録されている世帯
- ・ 世帯全員の令和6年度住民税が

**新たに「非課税」および「均等割のみ課税」の世帯**

令和6年1月1日時点で  
香取市に住民登録されている方

詳しくは裏面 **1** へ

令和6年1月2日以降に  
香取市に住民登録されている方

詳しくは裏面 **2** へ

**提出期間：令和6年7月10日（水）から  
9月13日（金）まで（消印有効）**

**ご注意！  
ください！**

- ・ 令和5年度において「住民税非課税世帯（7万円）」または「住民税均等割のみ課税世帯（10万円）」として**すでに対象となった世帯は、給付金の対象となりません。**
- ・ 住民税が課税されている親族などの扶養となっている世帯は**対象となりません。**

お問い合わせ先・申請先

■ 香取市 物価高騰対応重点支援給付金担当 ☎ 0478-79-0780  
(市役所内) 受付時間 9:00~16:00 (土日祝日を除く)



香取市HP

# 給付金の支給手続き

令和6年度 新たに 住民税非課税 及び 均等割のみ課税世帯

## 1 世帯の全ての方が、**令和6年1月1日以前**から香取市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、7月10日に香取市から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**を郵送します。
- 中身を確認して、



**9月13日（金）までに**返信用封筒で**返信してください**。

※消印有効

※ 一部添付書類が必要な場合があります。

## 2 世帯の中に、**令和6年1月2日以降**に転入した方がいる場合

申請期間：令和6年7月10日（水）から9月13日（金）まで ※消印有効

書類配布：香取市役所本庁1階11番 特設窓口（物価高騰対応重点支援給付金担当）

もしくは 市役所の各支所窓口

※香取市ホームページからもダウンロードができます

- 給付金を受け取るには、**申請書の提出が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に給付金担当窓口にご提出ください。

※添付書類：本人確認書類、令和6年度住民税が課税・非課税を確認できる書類、振込口座情報がわかる書類の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）がわかる部分の写しを添付）

### 「こども加算」について

対象となる世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯には、児童1人当たり5万円の追加支給があります。

※支給決定以降に新生児が生まれた場合、追加支給を受けるためには申請書の提出が必要です。

**この10万円給付金は、他市町村で本給付金と同趣旨の給付金を受給している場合は対象外となります。**



物価高騰対応重点支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、香取市消費生活センター(0478-50-1300)や 警察署、警察相談専用電話( #9110)にご連絡ください。